

○愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和3年3月26日条例第16号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定等をすることができる者並びに指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) **自立訓練（機能訓練）** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。
- (2) **自立訓練（生活訓練）** 省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。
- (3) **就労継続支援A型** 省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。
- (4) **就労継続支援B型** 省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。
- (5) **共生型障害福祉サービス** 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。
- (6) **特定基準該当障害福祉サービス** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第219条の厚生労働大臣が定める離島その他の地域であり、かつ、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難な地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認め

るものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス、自立訓練（生活訓練）（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスをいう。

（7）利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の指定等をすることができる者）

第3条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る法第29条第1項の規定による指定の申請については、この限りでない。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令（基準省令第70条（基準省令第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、第162条の4、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。）を除き、基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う者、就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者及び特定基準該当障害福祉サービスの事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「事業者」と総称する。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければ
ならない。

4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じ
て事業所防災計画の見直しを行うものとする。

5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活
をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければ
ならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。